## 第2節 行政関与のあり方

土壌汚染対策を円滑に推進するためには、土地所有者等が実施する調査・対策が公平で信頼性のあるものとして実施されなければならない。

このため、制度を所管する府として、土地所有者等に対して適切な機会に助言・指導を行うほか、調査等の要否といった行政判断を適宜行うなど手続きに積極的にかかわり、信頼性の確保に努める必要がある。

また、調査等を行う者に対する直接あるいは間接的な支援措置について、現在の支援措置の効果的運用が行えるよう検討するとともに、その充実を図る必要がある。

さらに、今回、中央環境審議会答申(平成14年1月)で導入された『土壌汚染による環境リスクの管理』の考え方について、府民、事業者の十分な理解が不可欠であることから、情報の提供をはじめ、府民、土地所有者等に対する積極的な啓発を行うことが重要である。

## 1.調査、対策に対する府の関与

土壌汚染対策に関する土地所有者等の取り組みが公平で信頼性を保ったものとして 実施されるよう、府は以下の機会を中心に指導、助言、審査等を行い、適切な行政判 断を示す必要がある。

また、それらの行政判断が統一的に実施されるよう、府として調査等に関する技術 マニュアルやその運用面における審査マニュアルを作成しておく必要がある。

#### 行政関与の機会とその内容の例

132000 300 100 20 20 20 13 20 173				
関与すべき機会	行政関与の内容			
資料等調査時	情報の提供、指導・助言			
土壌汚染調査計画策定時	情報の提供、指導・助言			
調査結果の報告時	調査方法の審査、リスク管理の要否、			
	台帳登録、概要の公告			
汚染原因者の特定	情報の提供			
リスク低減措置が必要な時	リスク低減措置計画の審査、実施命令			
リスク管理地の指定の解除時	リスク低減措置内容の技術審査、台帳削除			

土壌汚染対策制度の運用には、土地所有者等が実施する取組みについての技術的事項に関する情報と資料等調査の実施時に有効となる行政資料など以下の情報の提供が必要である。

このため、制度化と並行して、過去の情報も含めた資料の収集整理を行うことが望ましい。

## 府が提供すべき情報の例

利用目的	提供すべき資料等の概要				
	有害物質取扱事業場の位置図				
	廃棄物最終処分場の位置図				
資料等調査	過去の有害物質取扱事業場の状況				
	過去の土地利用状況				
	業種別有害物質使用状況				
概況調査	有害物質に応じた調査手法に関する技術的情報				
ロフク祭団	地下水利用状況				
リスク管理	地下水モニタリングに関する技術的情報				
詳細調査	汚染物質に応じた調査手法に関する技術的情報				
リスク低減措置	直接暴露のリスク低減化手法に関する技術的情報				
リスク低減指負	地下水経由のリスク低減化手法に関する技術的情報				

# 2. 経済的支援措置

本制度で規定される調査等が適切に実施されるには、これらの取組みを実施する土地所有者等に対する経済的支援措置を検討しておく必要がある。

現在、土壌・地下水汚染対策に対する経済的支援措置としては以下のものがあるが、今後は、さらに充実に努める必要がある。

#### 経済的支援措置

		支	援	の	概	要		
日2	本政策投資銀行I	こよる	融資					
環境事業団による環境浄化機材等の貸出事業								
地下水浄化に係る税制上の優遇措置(固定資産税は課税標準の1/3)								
大队	反府中小企業公割	害防止:	資金特	別融資				

また、自主的な調査については、これを促進することは土壌汚染の早期把握につながることから、府としては促進する方策を検討する必要がある。

例えば、汚染が確認されなかった旨の報告をもとに、その調査手法等の妥当性を府として検討したうえで、その旨をとりまとめた別の台帳を作成し、公表するといったことが考えられる。ただし、この場合は調査の結果では汚染が確認できなかったということで、汚染がないことの証明には当たらないことを明確にしておく必要がある。なお、汚染が見つかった場合は本来の制度に準じて対策等を行う必要がある。

# 3. 土壌汚染対策制度の啓発

土壌環境保全対策の在り方についての中央環境審議会答申(平成14年1月)や本検討委員会で取りまとめた土壌汚染対策制度においては、土壌汚染のリスク管理という概念を新たに導入しているが、土壌汚染対策制度が十分な成果を生み出すには、関係者間でリスクに関する情報を相互に交換するリスクコミュニケーションのプロセスを通じて、土壌汚染がもたらすリスクについて理解が十分になされ、関係者間の信頼関係の向上が図られる必要がある。

このため、土壌汚染地がもたらすリスクについて大阪府が広く情報を提供すること、特に汚染地周辺の住民に対して、本制度の趣旨とともに土壌汚染によるリスクについて分かりやすく説明し、汚染地の管理に対する理解を得るよう努めることなどが必要である。

また、土地という私有物の管理責任により土地所有者等が調査等を実施することを 基本としており、従来の排出者に対する規制の概念とは少し異なる。このため、制度 の施行にあたっては、関係者の理解が十分得られるように努める必要がある。